

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 URAGAMI BASE という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神地区において、空き家の利活用を通じて地域の活性化を図るとともに、高齢者から若者までが交流できる住民の居場所を創出することを目的とする。また、旧旅館「しおはま」を再生した多機能型コミュニティ拠点「灯（ともしび）プロジェクト」の運営を通じ、地域の挑戦を支え、災害時にも機能する持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 空き家の利活用・再生に関する事業
- ② 地域住民の自己実現に向けた伴走型支援・コーディネート事業並びにレンタルスペース、コワーキングスペース等の施設貸与事業
- ③ 地域交流拠点の企画及び運営並びにコミュニティカフェ等の飲食店の経営及び飲食料品の製造・販売事業
- ④ 防災に関する事業
- ⑤ 宿泊施設の経営及び簡易宿泊所営業に関する事業
- ⑥ イベント及びワークショップの企画運営
- ⑦ 地域の特産品、土産物、衣類、雑貨等の企画、開発、製造及び販売事業

⑧ 情報発信事業

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

第12条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以内を副理事長とすることができる。

第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第15条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第19条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第20条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条にて同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 23 条（開催）

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

第 24 条（招集）

総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも総会の日から 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 26 条（定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条（議決）

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決す

る旨の総会の決議があったものとみなす。

第 28 条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）もしくは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的記録又はオンライン会議システムによる表決者、又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

第 30 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 32 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 33 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも理事会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

第 34 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第 35 条（議決）

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 36 条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム、もしくは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。

第 37 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的記録又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

第 38 条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第 39 条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

第 40 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 41 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 42 条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

第 43 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 44 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 45 条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 46 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 47 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 48 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 49 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第 50 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 51 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散を決議した総会において定めた者に譲渡するものとする。

第 52 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

第 53 条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第54条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

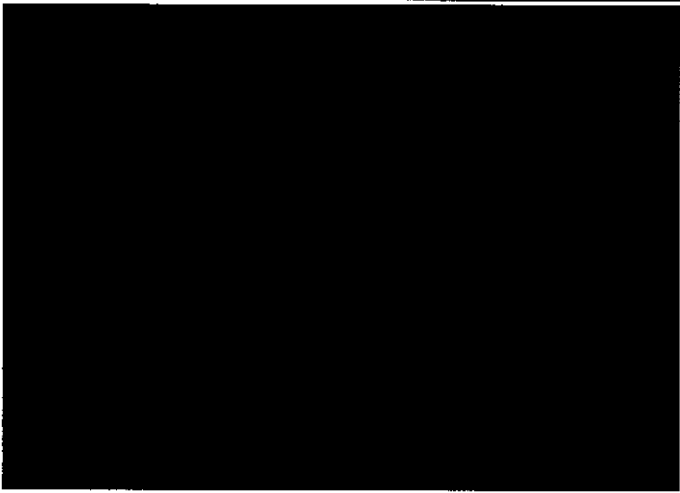
- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	谷 口 康 則
副理事長	畑 下 圭 喜
理事	森 岡 茂 夫
同	城 康 弘
同	小 守 由紀子
監事	梅 田 和 哉
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 0円（1年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 0円（1年間分）

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬 の有 無
理事長	谷口 康則		無
副理事長	畑下 圭喜		無
理 事	森岡 茂夫		無
理 事	城 康弘		無
理 事	小守由紀子		無
監 事	梅田 和哉		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在、地方都市が直面している「空き家問題」は、単なる建物の老朽化という物理的な課題に留まらず、地域の防犯・防災上のリスクを高め、コミュニティの分断を引き起こす深刻な社会課題となっています。和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神地区においても例外ではなく、かつて地域の賑わいの中心であった場所が、手つかずのまま放置されている現状があります。

私たちは、この浦神地区において、15 年間空き家となっていた築 70 年の元旅館「しおはま」を再生する「灯（ともしび）プロジェクト」を立ち上げました。このプロジェクトは、単に古い建物をリノベーションするだけのものではありません。放置された空間に再び光を灯し、高齢者の社会的孤立を防ぐ「住民の居場所」、地域の若者や移住者が新しい一歩を踏み出す「挑戦（創業）の場」、そして災害時には自立して機能する「民間防災拠点」としての多面的な役割を持たせ、持続可能でレジリエンス（回復力）の高い地域モデルを構築することを目指しています。

この取り組みを、特定の個人や一企業の営利活動として行うのではなく、地域住民や志を同じくする仲間と共に公的に育て、次世代へと受け継ぐ地域の共同資産（コモンズ）とするため、私たちは「特定非営利活動法人 URAGAMI BASE」を設立することを決意いたしました。

本法人は、空き家の利活用を起点として、地域住民の「やりたいこと」を形にする伴走型のコーディネートを行い、地産地消の仕組み作りや自立型エネルギーの導入を進めることで、誰もが温かさと優しさを感じられる持続可能な地域社会の実現に寄与してまいります。広く皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

2 申請に至るまでの経過

・ 2026 年 4 月

浦神地区における空き家課題の解決に向け、任意団体として「URAGAMI BASE」を結成。旧旅館「しおはま」の利活用計画および「灯プロジェクト」の構想を策定。

・ 2026 年 5 月 2 日

旧旅館「しおはま」にて主要メンバーが集まり、プロジェクトの方向性を共有。同日午後、地域住民と共に拠点再生のための第一回清掃活動および現状記録を実施。

・ 2026 年 5 月 16 日

関東を中心に数多くの建築設計を手掛け、防災分野や地域づくりにも精通されている建築の専門家を招致。建物の構造や老朽化の状況を隅々まで把握するため、現地視察を実施。

・ 2026 年 5 月 30 日

建築と防災のプロフェッショナル、一級建築士の資格を持つ集落支援員、および地域おこし協力隊の有志が現地に集結。建物の健康状態を可視化するための「建物カルテ」作成に着手し、詳細な実測および図面作成作業を行う。

・2026年6月6日

実測データを基に、今後のリノベーションおよび防災拠点設計の基礎となる「しおはま旅館」の正確な平面図が完成。

令和8年7月20日

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

設立代表者 住所又は居所

氏名 谷口 康則

令和8年度の事業計画書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
① 空き家の利活用・再生に関する事業	・6月に完成した平面図および建物カルテを基に、安全性を確保した上で、拠点の段階的なリノベーション工事やDIY作業を推進する。	設立登記の日～2027年3月31日(随時)	旧「しおはま旅館」	5人	浦神地区をはじめとする地域住民、移住検討者、本趣旨に賛同する関係人口(延べ200名)	730
② 地域住民の自己実現に向けた伴走型支援・コーディネート事業並びにレンタルスペース、コワーキングスペース等の施設貸与事業	・改修を終えたスペースから順次、地域住民に個人の特技やスキルを活かせるよう、レンタルスペースやシェアキッチンとして時間貸しでの提供を開始する。ワークショップや個展などの開催を伴走支援し、利用者からの適正なスペース利用料を得る仕組みを検証する。	設立登記の日～2027年3月31日(随時)	旧「しおはま旅館」	8人	地域住民、UITターン等の移住希望者、地域での起業・表現活動を志す若者、および本趣旨に賛同する来訪者(延べ150名)	100
③ 地域交流拠点の企画及び運営並びにコミュニティカフェ等の飲	・キッチン・食堂エリアの改修を最優先で完了させ、地域コミュニティサロンとして暫定的に開放する。週2～3日程	設立登記の日～2027年3月31日(随時)	旧「しおはま旅館」	10人	地域住民、UITターン希望者、および若い世代の来訪者(延べ300名)	110

食店の経営及び飲食料品の製造・販売事業	度のプレオープン（試行営業）を行い、コーヒーや軽食等の提供を通じた対価を得ることで、初年度の活動維持に必要な基礎的財源を自立的に確保する。					
④ 防災に関する事業	・災害時にも自立して機能する一時避難・情報発信拠点となるよう、自立型エネルギー（太陽光発電、蓄電池、V2H システム等）の導入計画策定や非常用備蓄品の選定を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
⑤ 宿泊施設の経営及び簡易宿泊所営業に関する事業	・関係人口の滞在拠点を確保するため、専門家と連携した建物の構造診断・法規調査や残置物の片付け、および許認可手続きに関する具体的な調査・行政調整を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
⑥ イベント及びワークショップの企画運営	・地域住民、遠方メンバー、専門家が一体となり、拠点整備のための片付け・清掃活動や、地域資源を再発掘するための意見交換イベントを企画・運営する。	9 月から（月 1 回計 7 回予定）	旧「しおはま旅館」及びオンライン	10 人	地域住民、遠方メンバー、都市部のプロフェッショナル人材等（延べ 100 名）	20
⑦ 地域の特産品、土産物、衣類、雑貨等の企画、開発、製造及び販売事業	・地域資源を活かした物販事業の展開に向けて、地域資源のマーケティング調査、オリジナルグッズのアイデア出し、および次年度以降の仕入れ・製造委託先に関する情報収集等の準備を行う。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
⑧ 情報発信事業	・ホームページ、SNS を活用し、	週 1～2 回発信	事務局（イン	3 人	全国、及び那智勝浦町に関	30

	「しおはま」が再生していくプロセスや、浦神地区の歴史・文化・活動内容を広く外部へ発信する。		ターネット上)		心のある層全般(閲覧・フォロー想定延べ 500 名以上)	
--	---	--	---------	--	------------------------------	--

令和 9 年度の事業計画書
令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 空き家の利活用・再生に関する事業	・未改修エリアの追加リノベーションを計画的に進めるとともに、建物全体の維持管理・巡回体制を確立する。	2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日 (通年)	旧「しお はま旅 館」	5 人	浦神地区の住民、移住者、空き家利活用に関心のある外部視察者等 (延べ 200 名)	500
② 地域住民の自己実現に向けた伴走型支援・コーディネート事業並びにレンタルスペース、コワーキングスペース等の施設貸与事業	・前年度の利用実績を踏まえ、曜日貸しや月額利用(コワーキング機能)などの柔軟な利用プランを導入する。起業を志す若者や移住者の相談窓口・マッチング業務を本格化させつつ、拠点の稼働率を向上させることで、自立的な拠点運営の基盤を構築する。	2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日 (随時)	旧「しお はま旅 館」及び 浦神地区内	10 人	地域住民、UI ターン等の移住希望者、地域での起業・表現活動を志す若者、および本趣旨に賛同する来訪者 (延べ 200 名)	215
③ 地域交流拠点の企画及び運営並びにコミュニティカフェ等の飲食店の経	・前年度の試験運営で得た地域住民のニーズを反映させ、メニューの充実や営業日数の見直しを伴う本稼働へと移行する。地域住民	2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日 (週 4～5 日営業を想定)	旧「しお はま旅 館」コミ ュニティ スペース	5 人	地域住民、UI ターン希望者、および若い世代の来訪者 (延べ 300 名)	390

営及び飲食料品の製造・販売事業	や観光客が集う憩いの場としての役割を確立させながら、提供サービスの対価を安定的な事業収入として積み上げ、活動全体の持続可能性を高める。					
④ 防災に関する事業	・将来的な連携体制の構築を見据え、当年度は地元自治体の防災担当課との情報交換、および地域における防災ニーズの調査・研究などの準備期間とする。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
⑤ 宿泊施設の経営及び簡易宿泊所営業に関する事業	・前年度の調査を基に、消防法適合や旅館業法をクリアするための設備改修計画の策定、および必要な予算の確保を進める。同時に関係行政機関との事前協議・調整を継続し、3期目以降の円滑な営業許可申請に向けた「準備期間」とする。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
⑥ イベント及びワークショップの企画運営	・伝統文化の継承イベント、世代間交流の茶話会、外部講師を招いた学びのワークショップ等を定期開催し、コミュニティの活性化を促す。	2027年4月1日～2028年3月31日（月1回程度、計12回予定）	旧「しおはま旅館」	10人	地域住民、多世代の交流希望者、関係人口（延べ400名）	30
⑦ 地域の特産品、土産物、衣類、雑貨等の企画、開発、製造及び販売事業	・次年度以降の開始に向けて、地域資源の再発掘やオリジナルグッズの企画・アイデア出し、及び持続可能な製造委託先や仕入れルートの開拓に関する市場調査・準備期間とする。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—

⑧ 情報発信事業	・公式 SNS やメディアを活用し、「灯プロジェクト」の日常、イベント情報、浦神での暮らしの魅力を発信。関係人口の拡大と、他地域からの視察受け入れの誘致を行う。	週 2 回以上発信	事務局 (インターネット上)	3 人	全国、及び那智勝浦町に関心のある層全般（閲覧・フォロワー想定延べ 500 名以上）	100
----------	--	-----------	-------------------	-----	---	-----

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金	500,000 0	500,000	
3. 受取助成金等 受取民間助成金	300,000 0	300,000	
4. 事業収益 飲食店の経営等に関する事業収益 施設貸与事業収益	250,000 100,000	350,000	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			1,150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 人件費計	0		
(2) その他経費 支払手数料 修繕費 廃棄物処理費 消耗品費 水道光熱費 通信運搬費 諸謝金 印刷製本費 旅費交通費 その他経費計	300,000 390,000 40,000 125,000 30,000 40,000 50,000 5,000 10,000 990,000		
事業費計		990,000	
2. 管理費			
(1) 人件費 人件費計	0		
(2) その他経費 消耗品費 通信運搬費 支払手数料 旅費運搬費 その他経費計	20,000 5,000 10,000 25,000 60,000		
管理費計		60,000	
経常費用計			1,050,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			100,000

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 URAGAMI BASE

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	0		
2. 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		
受取補助金	300,000	600,000	
4. 事業収益			
飲食店の経営等に関する事業収益	500,000		
施設貸与事業収益	300,000	800,000	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			1,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
修繕費	350,000		
支払手数料	150,000		
消耗品費	250,000		
印刷製本費	50,000		
旅費交通費	50,000		
水道光熱費	90,000		
通信運搬費	75,000		
諸謝金	50,000		
広告宣伝費	50,000		
売上原価	120,000		
その他経費計	1,235,000		
事業費計		1,235,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
通信運搬費	5,000		
旅費運搬費	30,000		
その他経費計	65,000		
管理費計		65,000	
経常費用計			1,300,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			200,000